

公式 LINE 拡張機能開発業務 公募型プロポーザル実施要領

目次

第1. 業務目的	1
第2. 業務概要	1
1. 業務名	1
2. 業務内容	1
3. 業務期間	1
4. 委託費の上限	1
5. 契約候補者選定方法	1
6. 問合せ先及び各種書類の提出先	1
第3. 企画提案に係る事項	1
1. 企画提案参加の要件	1
2. 企画提案参加の手続き	2
第4. 審査に係る事項	5
1. 審査方法、審査項目及び評価基準	5
2. 審査会	5
3. 審査及び優先交渉権者の選定方法	6
4. 審査結果の通知	6
第5. 契約の締結	6
第6. 業務の適正な実施に関する事項	6
1. 業務の一括再委託の禁止	6
2. 個人情報保護及び守秘義務	6
第7. 業務の継続が困難となった場合の措置について	6

令和6年4月
勝浦市

公式 LINE 拡張機能開発業務 公募型プロポーザル実施要領

第1. 業務目的

市公式 LINE アカウントを活用することによって、市民それぞれの状況に応じた情報を配信することを可能にするとともに、通報機能をもたせ、双方向での情報窓口として整備し市民サービスの向上を図ることを目的とする。

第2. 業務概要

1. 業務名

公式 LINE 拡張機能開発業務

2. 業務内容

別に定める「公式 LINE 拡張機能開発業務仕様書」のとおり

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4. 委託費の上限

委託金額上限額 3,212,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

内訳として構築にかかる費用は572,000円（消費税及び地方消費税を含む。）業務期間の末日までの使用金額及び保守金額として2,640,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 契約候補者選定方法

企画提案書及びプレゼンテーションによる公募型プロポーザル方式

6. 問合せ先及び各種書類の提出先

勝浦市役所情報政策課情報政策係

〒299-5292 千葉県勝浦市新官1343番地の1

E-mail : jyouhou-j@city-katsuura.jp TEL : 0470-73-6653

第3. 企画提案に係る事項

1. 企画提案参加の要件

提案者の資格は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- イ. 直近3年間に納期の到来した国税、地方税及び社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金）を滞納していない者
- ウ. 企画提案書の提出期間内において、勝浦市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基

- づく指名停止等の措置を受けている期間が存在しない者
- エ. 千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置又は除外措置を本
公告日から契約締結日までの間、受けていない者
- オ. 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手
続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再
生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154条）第17条の規定に基
づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再
生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者
であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基
づく更生計画認可の決定を受けた者で、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた
日以降に、勝浦市の入札参加資格の再認定を受けた者については、当該再生手続開始又
は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- カ. 勝浦市暴力団排除条例（平成23年勝浦市条例第21号）第2条各号のいずれにも該
当しない者

2. 企画提案参加の手続き

(1) スケジュール

項目	日程
①実施要領等の公表・配布	令和6年4月23日（火）～ 令和6年5月28日（火）
②実施要領等に関する質問受付期間	令和6年4月23日（火）～ 令和6年5月15日（水）
③質問に対する回答期日	令和6年5月23日（木）
④参加意向申出書の提出期間	令和6年4月23日（火）～ 令和6年5月29日（水）
⑤企画提案書の提出期間	令和6年4月23日（火）～ 令和6年6月4日（火）
⑥審査会実施日	令和6年6月14日（予定）
⑦審査結果通知	審査会実施日より1週間以内
⑧業務委託契約締結	令和6年6月中旬（予定）

(2) 実施要領等の公表・配布

【配布期間】 令和6年4月23日（火）～令和6年5月28日（火） 午前9時～午後5時
※期間中の土曜日・日曜日・祝日を除く。

【配布場所】 勝浦市役所情報政策課情報政策係

〒299-5292 千葉県勝浦市新官1343番地の1

※勝浦市のホームページからも入手可能。(https://www.city.katsuura.lg.jp/)

(3) 実施要領等に関する質問受付

【質問期間】 令和6年5月7日(火)～令和6年5月15日(水) 午前9時～午後5時

【質問方法】

- ア. 電子メールの受付のみとし、電話、FAX 及び口頭並びに持参等は不可とする。
- イ. 質問書(様式4)を使用のうえ、件名を「公式 LINE 拡張機能開発業務に係る質問」とし、下記アドレスまで送信すること。

勝浦市役所情報政策課情報政策係

E-mail : jyohou-j@city-katsuura.jp TEL : 0470-73-6653

※メール送信後、必ず電話により受信確認をすること。

(4) 質問に対する回答

【回答期日】 令和6年5月23日(木) 午後5時まで

【回答方法】 勝浦市ホームページにおいて公表

【その他】

- ア. 回答については、個別対応は行わない。
- イ. 回答書は本実施要領と一体のものとして同等の効力を有するものとする。
- ウ. 回答においては、質問者名等は公表しない。
- エ. 審査基準に関する質問など審査会に関する質問には、回答しないものとする。
- オ. 企画提案に参加しようとする者でないことが明らかである者からの質問や関連事項以外の質問については、回答しないものとする。

(5) 参加意向申出書の提出

【提出期間】 令和6年4月23日(火)～令和6年5月29日(水) 午前9時～午後5時

【提出方法】 持参又は郵送・宅配によるものとする。

※郵送・宅配の場合は、期間内に必着とする。

【提出先】 勝浦市役所情報政策課情報政策係

〒299-5292 千葉県勝浦市新官1343番地の1

【提出書類】

- ア. 参加意向申出書(様式1) 1部
- イ. 会社概要(A4版任意様式:1枚にまとめること) 1部

以下の項目は必ず記載すること。

- ・事業者名・本社所在地・業務内容
- ・連絡先(担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス)

- ウ. 御社所在の市区町村で発行する納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの） 1部
- エ. 登記事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの） 1部

【編綴方法】

アを表紙とし、上記アからエの順に各書類を一体のものとして編綴すること。

（6）企画提案書の提出

【提出期間】 令和6年4月23日（火）～令和6年6月4日（火） 午前9時～午後5時

【提出方法】 持参又は郵送・宅配によるものとする。

※郵送・宅配の場合は、期間内に必着とする。

【提出先】 勝浦市役所情報政策課情報政策係

〒299-5292 千葉県勝浦市新官1343番地の1

【提出書類】

- ア. 企画提案書提出届（様式2）
- イ. 業務経歴書（様式3）
- ウ. 本業務の企画提案書

別に定める「公式 LINE 拡張機能開発業務仕様書」における委託業務内容に沿った企画提案書を作成すること。なお、A4版任意様式とし、文字サイズは12ポイント以上で、20ページ以内に収めること。

エ. 見積書

A4版任意様式：業務内容ごとに内訳金額がわかる形式とすること。

【提出部数】 正本1部、副本8部（電子データをCDにて1部用意）

【編綴方法】

A4両面印刷とする。またアを表紙とし、上記アからエの順に各書類を一体のものとして編綴すること。

（7）企画提案の参加に際しての注意事項

【失格又は無効】 以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効となる。

- ア. 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ. 委託金額の上限を超えて見積書が提出された場合
- ウ. 提出した書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- エ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ. 実施要領に違反すると認められる場合
- カ. その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- キ. 審査委員会委員への事前説明、その他の接触を行った場合

【複数提案の禁止】 企画提案事業者は、複数の提案書を提出できないものとする。

【提出書類の変更の禁止】

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。(軽微なものは除く。)

【返却等】 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

【費用負担】

企画提案書の作成、提出等の企画提案に要する経費は、すべて事業者の負担とする。

【その他】

- ア. 企画提案事業者は企画提案書の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものと
する。
- イ. 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、令和6年6月10日(月)午後5時までに企
画提案辞退届(様式5)を勝浦市役所情報政策課情報政策係まで持参又は郵送・宅配に
て提出すること。

第4. 審査に係る事項

1. 審査方法、審査項目及び評価基準

プレゼンテーション形式による審査で行うこととし、審査項目及び評価基準は別に定める
「公式 LINE 拡張機能開発業務事業者選定審査要領」のとおりとする。

2. 審査会

企画提案事業者のすべてがプレゼンテーションにて事業説明を行い、その内容及び提出さ
れた書類により審査を行う。

(1) 開催日時 令和6年6月14日(金) 予定

※日時の詳細は、企画提案書提出期限後に決定し個別に通知する。

(2) 開催場所

場 所：勝浦市役所5階委員会室

所在地：千葉県勝浦市新官1343番地の1

(3) プレゼンテーションの所要時間

企画提案事業者につき50分(企画提案30分、質疑応答20分)とする。

(4) プレゼンテーションの実施順序

プレゼンテーションの実施の順序は、企画提案書の提出順とする。

(5) 機材等

プレゼンテーションに必要な機材(プロジェクター、HDMI端子プロジェクター接続
コード、スクリーン、電源)は、事務局が用意するが、パソコンは企画提案事業者が用
意するものとする。

(6) 出席者

本業務に携わる管理責任者及び担当者の合計3名以内とする。

(7) 注意事項

- ア. 各事業者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。
- イ. 企画提案事業者は他の事業者の企画提案を傍聴することはできない。
- ウ. 指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。
- エ. 企画提案書提出期限までに提出された資料以外の配布は認めない。

3. 審査及び優先交渉権者の選定方法

審査及び優先交渉権者の選定は、別に定める「公式 LINE 拡張機能開発業務事業者選定審査要領」により実施する。

4. 審査結果の通知

審査結果は優先交渉権者の選定後、速やかにすべての企画提案事業者に通知する。ただし、審査結果についての異議の申立ては受け付けない。

第5. 契約の締結

選定した優先交渉権者と勝浦市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結する。

業務内容は、提案された内容が基本となるが、優先交渉権者と勝浦市との協議により最終的に決定する。

第6. 業務の適正な実施に関する事項

1. 業務の一括再委託の禁止

受注者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行ううで必要と思われる業務については、勝浦市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

2. 個人情報保護及び守秘義務

ア. 受注者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、業務目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

イ. 受注者は、個人情報及び法人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。

ウ. 受注者は本業務の成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、勝浦市の承諾を得た場合はこの限りでない。

第7. 業務の継続が困難となった場合の措置について

勝浦市と受注者との契約期間中において、受注者による業務の継続が困難になった場合の措置は次のとおりとする。

(1) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、勝浦市は契約の取り消しができる。この場合、勝浦市に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。なお、次期受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、受注者は必要なデータ等を遅滞なく勝浦市に提供することとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、勝浦市及び受注者双方の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、次期受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、受注者は必要なデータ等を遅滞なく勝浦市に提供することとする。